

## 文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

### 1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

### 2 改正内容

#### (1) 区民税の特別税額控除に係る規定の整備

定額による区民税の特別税額控除（定額減税）を実施することに伴い、区民税の特別税額控除等に係る規定を整備する。

（付則第 3 条の 7 から付則第 4 条まで、付則第 8 条から付則第 10 条まで及び付則第 12 条から付則第 14 条の 3 まで）

#### (2) 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例

令和 6 年能登半島地震災害により資産について損失が生じたときは、令和 6 年度分の区民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける。

（付則第 2 条の 2 の 4）

#### (3) その他規定の整備

### 3 施行期日

公布の日